



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)12月1日
第1905号
金曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

- 告示
 - 248 彦根市観光大使設置要綱の一部改正 1
 - 249 彦根市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部改正 2
- 公告
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 4
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 4
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 4
- 教育委員会告示
 - 22 彦根市教育委員会会議の招集..... 4
- 農業委員会告示
 - 13 彦根市農業委員会定期総会の招集 5

告示

彦根市告示第248号

彦根市観光大使設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年11月13日

彦根市長 和田裕行

彦根市観光大使設置要綱の一部を改正する告示

彦根市観光大使設置要綱(平成20年彦根市告示第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「観光資源」の次に「(以下「市の観光資源」という。)」を加え、「(以下「大使」という。)」を削る。

第2条から第4条までを次のように改める。

(委嘱)

第2条 彦根市観光大使は、次に掲げる者のうちから、本人の同意を得て、市長が委嘱する。

- (1) 各分野で活躍する本市の出身者または本市にゆかりのある者
- (2) 各分野で活躍する者のうち、本市または市の観光資源に愛着を有するもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、彦根市観光大使にふさわしいと市長が認める者

2 前項の場合において、市長は、委嘱を受ける者と協議し、彦根市観光大使の名称を変更することができる。

(委嘱期間)

第3条 彦根市観光大使(前条第2項の規定により名称を変更して委嘱した場合を含む。)(以下「大使」という。)の委嘱期間は、第6条の規定によりその職を解任されるまでの期間とする。

(役割)

第4条 大使は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) テレビ、ラジオ、イベント、ソーシャルネットワークワーキングサービス等において、本市または市の観光資源の魅力を広く発信すること。
- (2) その他市長が必要と認める活動を行うこと。
- (3) 前2号に掲げる活動を通じて得た意見等について、市長に提供すること。

第6条第2号中「第2条に規定する」を「第2条第1項各号に掲げる」に改める。

第7条第1号中「委嘱に当たっての記念品および」を削る。

付 則

この告示は、令和 5 年 11 月 13 日から施行する。

彦根市告示第 249 号

彦根市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 11 月 14 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱(平成 28 年彦根市告示第 204 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保育所等業務効率化推進事業(保育所等における ICT 化推進事業)(令和元年度補正予算分)実施要綱(保育所等業務効率化推進事業(保育所等における ICT 化推進事業)(令和元年度補正予算分)の実施について(令和 2 年 2 月 7 日付け子発 0207 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知)別紙。以下「国事業実施要綱」という。)」を「保育所等業務効率化推進事業(保育所等における ICT 化推進等事業)(令和 4 年度第 2 次補正予算分)実施要綱(保育所等業務効率化推進事業(保育所等における ICT 化推進等事業)(令和 4 年度第 2 次補正予算分)の実施について(令和 5 年 2 月 10 日付け子発 0210 第 6 号厚生労働省子ども家庭局長通知)別紙」に改める。

第 2 条第 2 項中「ICT 化推進事業(国事業実施要綱 3(1)②の対象事業をいう。)」を「次に掲げる機能を有するシステム(第 1 号から第 3 号までに掲げる機能を全て有するシステムに限る。)を導入する事業(端末購入等を行うものに限る。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 保育に関する計画および記録に関する機能
- (2) 園児の登園および降園の管理に関する機能
- (3) 保護者との連絡に関する機能
- (4) 保護者が負担する利用料金の請求に関する機能
- (5) 保育士等の勤務シフトを作成する機能
- (6) その他保育士等の業務負担の軽減に資する機能

第 2 条第 3 項中「第 1 項の」を削り、同条第 4 項を次のように改める。

4 補助金の額は、次の表の区分の欄に掲げる機能に関する部分の補助対象経費に、それぞれ同表補助率の欄に定める割合を乗じて得た額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合計額とする。ただし、当該区分ごとに、同表限度額の欄に定める額を限度とする。

区分	補助率	限度額
第 2 項第 1 号および第 3 号から第 6 号までの機能	4 分の 3 以内	225,000 円
第 2 項第 2 号の機能	5 分の 4 以内	560,000 円

別記様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号(第 3 条関係)

保育所等における業務効率化推進事業(変更)実施計画書

1 事業名

ICT 化推進事業

2 導入目的および導入予定の場所

- (1) 導入目的
- (2) 導入場所

3 導入に要する経費の配分

区分	導入機能	補助事業に要する総事業費(A+B)	負担区分	
			市補助金(A)	申請者負担(B)
1	保育に関する計画および記録に関する機能	円	円	円

	保護者との連絡に関する機能 保護者が負担する利用料金の請求に関する機能 保育士等の勤務シフトを作成する機能 その他保育士等の業務負担の軽減に資する機能			
2	園児の登園および降園の管理に関する機能	円	円	円

※区分1の市補助金は、補助対象経費の3/4以内(上限225,000円)とすること。

※区分2の市補助金は、補助対象経費の4/5以内(上限560,000円)とすること。

4 導入予定日

年 月 日

5 添付書類

- (1) ICT化を行うためのシステムの見積書およびその内訳明細書
- (2) ICT化を行うためのシステムに搭載されている機能等の詳細が確認できる資料
- (3) ICT化を行うためのシステムの導入に伴う保育士等の業務負担を軽減するための計画書
- (4) ICT化を行うためのシステムを販売する事業者が作成した支援体制等が記載された実施計画書
- (5) その他市長が必要と認める書類

別記様式第7号別紙を次のように改める。

別紙

1 事業名

ICT化推進事業

2 導入目的および導入場所

- (1) 導入目的
- (2) 導入場所

3 導入に要する経費の配分

区分	導入機能	補助事業に要する総事業費(A+B)	負担区分	
			市補助金(A)	申請者負担(B)
1	保育に関する計画および記録に関する機能 保護者との連絡に関する機能 保護者が負担する利用料金の請求に関する機能 保育士等の勤務シフトを作成する機能 その他保育士等の業務負担の軽減に資する機能	円	円	円
2	園児の登園および降園の管理に関する機能	円	円	円

※区分1の市補助金は、補助対象経費の3/4以内(上限225,000円)とすること。

※区分2の市補助金は、補助対象経費の4/5以内(上限560,000円)とすること。

4 導入日

年 月 日

5 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書または事業者に対し費用を振り込んだことを金融機関が証明した書類の写し(事業者の名称、支払者名、領収額およびその内訳ならびに領収日が記載され、領収印が押印されているものに限る。)
- (2) 導入したシステムの仕様等が確認できる資料

- (3) 納品書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
付 則

この告示は、令和 5 年 11 月 14 日から施行し、改正後の彦根市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 11 月 9 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
彦根市栄町二丁目 6 番 65 号 株式会社トラストエージェン ト 代表取締役 臼井 大典	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前 332 番 2 の一部、332 番 5、332 番 6、333 番 1、 334 番、335 番、336 番、337 番、338 番、339 番、339 番 1、340 番 3、 340 番 4、341 番 1、342 番 1、343 番、344 番 1、 345 番 4 および 345 番 6 彦根市竹ヶ鼻町字東出 425 番 2	2,451.23 m ²	令和 5.11.9	960

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 11 月 13 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市森堂町字三代地 250 番 5	234.65 m ²	令和 5.11.13	977

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 11 月 13 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市普光寺町字正善寺 370 番 1	182.71 m ²	令和 5.11.13	980

教 育 委 員 会 告 示

彦根市教育委員会告示第 22 号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和 5 年 11 月 9 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

- 1 日時 令和5年11月21日(火)午後1時30分から
- 2 場所 彦根市役所本庁舎5-1、5-2会議室
- 3 議題
 - (1) 令和5年度11月補正(第6号補正)予算案について
 - (2) 彦根市中地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
 - (3) 彦根市稲枝地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第13号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和5年11月2日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

記

- 1 日時 令和5年11月10日(金) 午後1時30分から午後4時まで
- 2 場所 彦根市役所5階 会議室5-1、5-2
- 3 議題
 - (1) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (4) 非農地判断の可否の決定について
 - (5) 彦根市農用地利用集積計画(案)について
 - (6) 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について